

大磯町行政改革推進委員会について

令和4年10月

政策課

大磯町行政改革推進委員会の役割等について

1 委員会の目的

行政運営の合理化を推進するための諸施策について、調査審議または意見を建議していただきます。

2 委員任期

委嘱の日から2年間
(令和4年10月31日～令和6年10月30日)

3 委員会の所掌事項

(1) 行政改革大綱の策定

本町の行政改革の指針となる行政改革大綱（行政経営プラン）の策定に関する
こと

○任期中は策定（改定）の見込みはありません。

(2) 実施状況の進行管理

大磯町第2次行政経営プランに基づく実施計画の進行管理に関する
こと

○年度ごとに実施計画の進行状況について取りまとめるとともに、今後の取組みについて見直しを図りますので、その実効性や成果を高めるため、取組みの方向性や重視すべき点等について御意見や御提案をいただきます。

(3) 行政運営の改善

上記のほか、定員適正化計画等の本町の行財政運営改善に関する
こと

○必要に応じて委員会に意見聴取を行います。組織運営に関する
こと、町民にとって負担増や利便性の低下等が生じる可能性のある事項が
想定されます。
(例：定員適正化に関する事項、公共施設の再編に関する事項、事務事業
の見直しに関する事項)

大磯町第2次行政経営プランの概要

1 計画の趣旨

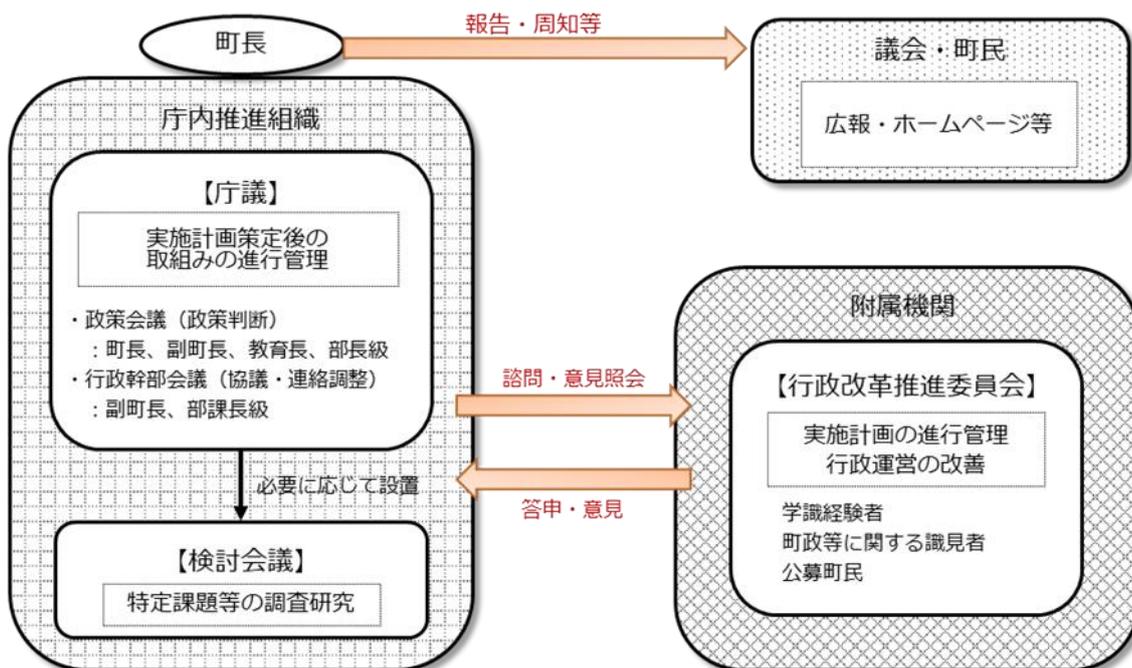
- 全体の目標「将来にわたって自立し、持続する行財政運営」
- 第2次行政経営プランは、行政経営プラン（平成28年度～令和2年度）の姿を継承し、第五次総合計画前期基本計画（令和3年度～令和7年度）に見込まれる財源不足を解消することで、施策の実効性を確保することを目的としている。
- 歳入確保と歳出削減に向けた取組みと併せて、事務の効率化へとつなげる仕組みを構築し、将来にわたって自立し、持続する行財政運営の実現を目指す。

第五次総合計画前期基本計画の計画期間で見込まれる
財源不足（24億6,800万円）の解消をめざす

2 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 計画の推進体制



4 具体的な取組み

(1) 財源確保の取組み

○歳入確保の取組み

- ①町税等収入の確保、②受益者負担の適正化、
- ③公有財産の処分と活用、④積極的な財源の確保

○歳出削減の取組み

- ①事務手法の見直しと効率化、②補助金・交付金の見直し、
- ③公共施設のマネジメント、④予算規模の抑制・縮小

(2) 事務の効率化の取組み

○事務の効率化に向けた仕組みを構築するための視点

- ①全庁的な取組体制の構築、②取組方針等の情報共有、
- ③経験の蓄積と共有、④サポート体制の構築

5 実施計画（進行管理）書

○実施計画書は、計画の目標を達成するため、計画に位置付けた財源確保への取組みの体系に基づき、各取組みの目標効果額と、目標の達成に向けた5年間の年次行動計画を定めたもの。

○進行管理書は、実施計画に位置付けた各取組み及び各仕組みの目標効果額の達成状況や、行動計画の進捗度を示したもの。

※大磯町では、実施計画書と進行管理書を一体的にまとめています。

大磯町行政改革推進委員会規則

平成 24 年 10 月 10 日
大磯町規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された大磯町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 行政運営の改善に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町政等に関する識見者
- (3) 公募町民
- (4) 前 3 号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年11月30日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初を開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。